

在職者・求職者の皆さまへ

# ジョブ・カードが 新しくなりました！

平成27年  
10月1日から



ジョブ・カード君

ジョブ・カードは平成27年10月1日から新しい様式に変わり、作成しやすくなりました。新しい様式は**ジョブ・カード制度総合サイト**からダウンロードできます。

あなたのキャリア形成や職業能力の証明のために、ジョブ・カードを作ってみませんか？

※既に作成したジョブ・カードはこれまでと同様に活用できます。また、旧様式も当面使用することができます。

## 新しいジョブ・カードの特徴

新しいジョブ・カードは「生涯を通じたキャリア・プランニング」や「職業能力証明」に活用できるツールです。個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職などを促進するため、労働市場のインフラとして、キャリアコンサルティングなどの個人への相談支援をはじめ、就職活動、職業能力開発などの各場面で活用できます。

### 生涯を通じたキャリア・プランニングのツールとして…

キャリアコンサルティングなどの支援を受ける前提となる個人の履歴や、支援を通じた職業経験の棚卸し、職業生活設計（キャリア・プラン）などの情報をジョブ・カードに蓄積することで、訓練の受講やキャリア選択などの生涯のキャリア形成の場面で活用することができます。

### 職業能力証明のツールとして…

免許・資格、教育（学習）・職業教育訓練歴、職務経験、教育・訓練成果の評価、職場での仕事ぶりの評価に関する職業能力証明の情報を、ジョブ・カードに蓄積できます。蓄積した情報を場面や用途に応じて編集し、就職活動の際の応募書類やキャリアコンサルティングの際の資料として活用するなど、職業能力を「見える化」するのに役立ちます。

## ジョブ・カードはこんな場面で役立ちます

新しいジョブ・カードは、さまざまな場面で活用できます！

- ① 生涯を通じたキャリア・プランを考えたり見つめ直したりする際に活用
- ② 就職活動やキャリアコンサルティングを受ける際の職業能力の証明として活用
- ③ 働いている企業内での実務能力の証明に、職業能力証明用のジョブ・カードを活用
- ④ 専門実践教育訓練や教育訓練を受ける際に活用 など

## ジョブ・カードの様式や作り方はこちらから

ジョブ・カード制度総合サイト <http://jobcard.mhlw.go.jp>



厚生労働省・都道府県労働局

LL271019能キ03